

### 三 大学の質の向上のための制度改革

#### (一) 設置認可制度の弾力化と的確な運用

文部科学大臣による公私立大学の設置の認可に当たっては、まず、認可申請を受けた文部科学大臣は、学識経験者などから構成される大学設置・学校法人審議会にこれを諮問する。審議会においては、申請が大学設置基準等の法令に適合しているかどうか専門的な見地から審査され、一定の教育研究水準が確保されていると認められたものについて、文部科学大臣が認可を行う。こうした設置認可制度の仕組みは、我が国の大学の教育研究水準を確保する上で重要な役割を果たしている。

その一方で、学問の進展や社会の変化・ニーズに適切に対応した、主体的・機動的・弾力的な大学の組織改編も重

要な課題となっている。このため文部科学省では、平成一五年四月より設置認可制度を見直し、大学が授与する学位の学問分野を変更しない学部・学科などの設置については、届出により設置できるようにした。例えば、経済学部経済学科を有する大学に、新たに経営学科が届出で設置されている。これにより、例年二〇〇件前後だった大学・学部等の設置件数が、平成一六年度開設分については三七四件（認可一八五件、届出一八九件）と大幅に増加するなど、大学の柔軟な組織改編が促進されている。

さらに、これまで大学・学部などの新増設や収容定員の増加については抑制的に取り扱ってきたが、平成一五年度からは、①大学が社会のニーズや学問の発展に柔軟に対応できるようにする、②大学間の自由な競争を促進するといった観点から、抑制的な取扱いを撤廃した。さらに、工業

等制限法が廃止されたことを受け、大都市部において原則として新増設などを認めないとしていた抑制方針も撤廃した。その他、これまで様々な形式で規定されていた大学の設置認可に関する基準について、一覧性を高め明確化を図る観点から、告示以上の法令で規定することとした。

このように、設置認可制度は大幅な弾力化が図られているが、大学の質の国際的な通用性や学生保護の観点からは、最低限の事前審査が必要であり、今後ともその的確な運用を図っていくことが大切である。

#### (二) 自己点検・評価と認証評価制度

##### ①自己点検・評価

大学は、その社会的責任を果たしていくために、各大学が自らの教育研究の理念・目標に照らして、教育研究活動の状況を不断に点検・評価し、自らの責任において自己改善へ努力していくことが基本となります。学校教育法により、すべての大学が自己点検・評価を行い、その結果を公表することが義務づけられている。

##### ②認証評価制度

平成一六年度から、国公立全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下、大学等という。）がその教育研究などの状況について、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた第三者評価機関（認証評価機関という。）から評価を受ける制度を導入した。この制度は、

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける

- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

ことにより、大学等の教育研究活動などの質の向上を目的とするものである。

なお、この制度で実施する評価には次の二種類がある。

- ・大学等の総合的な状況の評価

- ・大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について、七年以内ごとに評価する。

- ・専門職大学院の教育研究活動の評価

- ・専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、五年以内ごとに評価する。

この評価制度の特色としては、

・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施すること

・大学等が複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択すること

が挙げられる。これらにより、大学等の自主性・自律性に配慮しつつ、各大学等の個性を活かした評価を行うことを可能としている。

なお、文部科学大臣による評価機関の認証は、認証を申請する者について、評価の基準、方法、体制などが一定の基準（認証基準）に適合すると認められる場合に、中央教育審議会で審議した上で認証している。

今後は、これら認証評価機関による評価によって、大学等の質が保証されるとともに、大学等の教育研究活動の活性化や個性輝く大学づくりが、より一層推進されることが期待されている。

### (三) 国際的な大学の質保証

高等教育を巡る世界的情勢は、経済・社会・文化のグロ

ーバル化に伴い、学生や教員、専門職人材の各国間での流動性が高まるとともに、大学の海外分校の設置、外国の教育機関との連携、eラーニング等を通じた国境を越えた教育の提供など、国際的な大学間の競争と協働が進展している。

このような状況の下、WTO（世界貿易機構）のサービス貿易一般協定（GATS）において教育サービスが自由化交渉の対象となり、その議論の過程で、教育の質の維持・向上および消費者（学生）保護の観点から、「貿易問題としての議論だけではなく、教育に関する専門機関においても十分議論するべき」との意見が出された。質保証を確保する方策の一つとして、各国が国境を越えて提供される高等教育に関する情報ネットワークの構築の必要性・重要性を認識することが提案され、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）やOECD（経済協力開発機構）などの国際機関においても高等教育の質の保証が国際的な観点から議論されている。

また、平成一六年よりユネスコとOECDが共同で検討を開始した「国境を越えて提供される高等教育の質保証に

関するガイドライン」は、質保証に関する国際的な協力を促進することにより、国境を越える高等教育の質を保証する枠組みを作り上げ、学生等を保護することを目的としている。

我が国においては、平成一六年三月に学識経験者などによる調査研究協力者会議により「国境を越えて教育を提供する大学の質保証について」が取りまとめられ、

○我が国の大学の国際展開及び外国の大学の日本校等に係る質保証等のあり方

○大学のeラーニングによる国際展開にかかる質保証の在り方

○大学の質保証に係る国際的な情報ネットワークの構築等

について高等教育が国境を越えて展開する時代に対応しよう、国際的な大学の質保証の在り方が提言された。

さらに、同年九月には中央教育審議会が外国大学の日本校及び我が国の大学の海外校に関する制度を整備するための答申を出した。

文部科学省はこの答申を受けて、平成一六年一二月に、

我が国の大学が海外校を設置して教育活動を行う場合及び外国の大学等の日本校が教育を提供する場合について制度の整備を行った。